

貸付金利の見直しについて

1. 農業共済団体に対する貸付金利については、市中金利の動向をより弾力的に反映させるため、設定方法を「全銀協日本円 TIBOR レート+0.15 %（農業共済事業）又は 0.35 %（農業経営収入保険事業）」としているところ、令和 6 年 3 月のマイナス金利政策の解除及び同年 7 月の政策金利の引き上げに伴い、「全銀協日本円 TIBOR レート」が上昇しており、今後、農業共済団体に資金需要が発生した場合の貸付金利の負担増加が懸念されているところである。
2. このような状況のもと、貸付金利の水準についての検討を行ったところ、貸付原資を民間金融機関からの短期借入金により賄うこととしている農業経営収入保険事業に係る貸付けについては、0.10 %程度の引下げが可能との判断に至ったことから、設定方法を「全銀協日本円 TIBOR レート+0.25 %」に変更することとし、令和 7 年 4 月 1 日から適用を開始する。

〔参考：令和 6 年 12 月末現在の全銀協日本円 TIBOR レートによる貸付利率〕

年利率\期間	1 月以内	1 月超 3 月以内	3 月超 6 月以内	6 月超 1 年以内
現 行	0.769 %	0.970 %	0.983 %	1.004 %
見直し後	0.669 %	0.870 %	0.883 %	0.904 %

3. なお、貸付原資を農業共済団体等からの出資金により賄うこととしている農業共済事業に係る貸付けについては、既に貸付金利を低位に設定していることから、現行の設定方法である「全銀協日本円 TIBOR レート+0.15 %」を維持することとする。

〔参考：令和 6 年 12 月末現在の全銀協日本円 TIBOR レートによる貸付利率〕

年利率\期間	1 月以内	1 月超 3 月以内	3 月超 6 月以内	6 月超 1 年以内
現 行	0.569 %	0.770 %	0.783 %	0.804 %

4. 今後、市中金利の動向等によっては、更に貸付金利の設定方法を見直すことが必要となる可能性もあるため、再度の検討により貸付金利の設定方法の見直しを行った場合には、運営委員会において報告することとする。

以上